

**自転車用ヘルメット着用促進に関するCM制作・配信
及び啓発イベント企画運営等 業務委託仕様書**

1 事業の趣旨

自転車乗用中の交通死亡事故において、半数以上が頭部に致命傷を負っており、死亡事故防止及び事故の被害軽減のためには、自転車用ヘルメットの着用が有効である。しかし、秋田県内の自転車用ヘルメットの着用率は、全国平均を下回っており、着用率の低迷が課題となっている。

本事業では、自転車用ヘルメットの着用率上昇に向けた取組を実施することで、安全で安心な秋田県の実現を図る。

2 業務概要

- (1) 動画制作及び配信業務
- (2) 自転車用ヘルメットフォトコンテスト事務局運営業務

(1) 動画制作及び配信業務

① 動画制作

【実施時期】

令和7年9月から令和8年1月まで

【実施内容】

自転車用ヘルメット着用に対する忌避感の払拭を狙いとする内容の動画を制作する。制作した動画はインターネット広告を通じて放送し、県民へ広く周知する。

【注意事項】

- ・本事業で制作するCMの動画時間は15秒とする。
- ・動画の内容は、県と受託者で打ち合わせの上決定すること。なお、本動画の訴求対象が、高校生を始めとする若年層であることに留意すること。
- ・(2) ①のフォトコンテストで、収集した作品を活用すること。
- ・令和8年度以降も活用することを踏まえた動画構成とすること。
- ・動画制作が完了した段階で、配信前に予め県民生活課 YouTube チャンネルで動画を公開する。
- ・制作した動画は、県民生活課 YouTube チャンネルで配信するほか、二次利用も見込まれることから、二次利用に際して特段の手続きのないものとする。

【成果品の提出】

制作した動画データを、MP4 形式として、CD-R 又は DVD-R 等の媒体により県に提出すること。

② 配信

【配信期間】

令和 8 年 2 月下旬から令和 8 年 3 月中旬まで

【配信名義】

次のとおりとする。

企画・著作：秋田県
制 作：受託者

【配信手法】

次の手法で配信すること。

- ・ YouTube の TrueView 広告
- ・ 民放公式テレビ配信サービス広告

※なお、広告のクリック先は、「秋田県公式ウェブサイト美の国あきたネット」のうち県が指定するページとする。

【配信対象】

秋田県内とすること。

【配信費】

広告媒体に支払う費用（配信費）の総額の下限は、440,000 円（消費税及び地方消費税を除く。）とする。

【県への報告及び成果品の提出】

- ・ 配信実施期間中、県の求めに応じて、広告媒体ごとのインプレッション数やクリック数、リーチ数及び閲覧者の年齢・性別等の情報を集計の上、分析した資料（以下、分析資料という。）を県に報告すること、
- ・ 配信期間終了後、分析資料を成果品として県に提出すること。
- ・ 運用方法等に課題があると判断した場合は、改善策を提案し、県と協議の上、実施すること。

(2) 自転車用ヘルメットフォトコンテスト事務局運営業務

① Instagram 等を活用したフォトコンテストの企画業務

【実施時期】

令和 7 年 9 月から令和 8 年 3 月まで

【実施内容】

Instagram や WEB を活用し、自転車用ヘルメットに対するネガティブなイメージ（「かっこ悪い」「かぶるのが面倒」等）を払拭するような写真を募集し、自転車用ヘルメットの着用を促すためのフォトコンテストを開催する。

ア 募集・広報業務

- ・本業務に関する募集用アカウントまたはページを立ち上げ、これを適宜運営すること。
 - ・業務目的を達成するテーマ設定、タイトル・キャッチコピー等を提案すること。
 - ・フォトコンテストの応募要項を制作すること。
 - ・作品の募集開始時期は 9 月下旬とし、それに向けてフォトコンテスト周知と参加促進のための効果的な広報を行うこと。
- ※なお、応募者数 100 名程度を目標に実施し、広報状況については随時報告すること。
- ※企画に当たっては、集客力や広報効果がより高い媒体を使用すること。

イ 応募作品の整理・管理、取りまとめ業務

- ・応募作品を適切に集約、整理すること。なお、本コンテスト全体の応募作品数について、随時報告（デジタルデータで提出）すること。
- ・応募作品のデータ及び応募者情報の管理
- ・応募期限到来後速やかに応募作品を取りまとめ、県へ提出すること。
- ・応募作品は、選定された場合、二次利用を予定することを踏まえ、適した形式で管理、保存するよう留意すること。

ウ 賞品の選定、手配及び発送

- ・入選者へは賞品を発送すること。なお、賞品は、受託者の提案に基づき県と協議の上で決定する。

エ 結果発表

- ・ 県が開催する審査会で選定された作品を募集用アカウントまたはページで紹介すること。

オ その他

- ・ その他、応募者との調整等、運営上必要な業務を行うこと。

② 優秀作品を活用したポスターの制作

- ・ 本コンテストにおいて収集し、優秀作品として評価された作品をデザイン、レイアウト、データ加工等の制作業務から納品までを行う。印刷物の規格、納品先は以下のとおりとする。
なお、納期については県と協議の上、決定する。
- ・ 制作したポスターは、データ状態（PDF 形式）でも納品すること。

【印刷物の規格】

	ポスター
判版	B 3 判
種類	1 種
枚数	5 0 0 枚
紙質	コート紙 1 3 5 k g
色数	フルカラー
その他	耐光インク

【納品先】

- ・ 秋田県生活環境部県民生活課 安全安心まちづくり・交通安全チーム
(秋田県庁舎 5 階)

【注意事項】

- ・ 作品の選定に係る選定基準の制作及び審査会は県が行う。
- ・ 入賞作品の使用権は秋田県に帰属し、写真の展示や、ウェブサイト等に利用できるように承諾を得ること。

③フォト展示会の開催

【実施時期】

令和 8 年 2 月から令和 8 年 3 月まで

【実施内容】

(2) ①により収集された作品を展示し、自転車用ヘルメット着用に関する啓発に活用する。

- ・作品は A 4 サイズのフレーム加工パネルにして展示すること。
- ・フォト展示会の会場は、受託者が選定、設営すること。
- ・終了後は、来場者数を取りまとめ、県に報告すること。

【注意事項】

- ・フォト展示会にあたる展示品製作費の他、会場費についても契約額に含むこととする。

3 独自提案

各業務内容において、事業効果を高める独自提案を盛り込むこと。

4 業務の委託期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

5 契約額

提案した額。ただし、1, 6 9 5, 0 0 0 円（消費税および地方消費税含む）を上限とする。

6 契約に関する条件等

(1) 再委託について

- ア 受託者は、本業務の全てを一括して第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。
- イ 受託者は、本業務の一部を第三者に再委託することができるが、その場合は再委託先の概要と責任者を明記し、再委託する業務の内容、制作の体系図及び工程表を事前に提出し、あらかじめ県の承認を得ること。
- ウ 受託者は、イにより再委託する場合には、秋田県内に主たる営業所を有するものの中から再委託先の相手方を選定するよう努めること。

(2) 業務の履行に関する措置

ア 県は、本業務（再委託した場合を含む。）の履行について、著しく不適當と認められるときは、受託者に対してその理由を求め、必要な措置をとるべきことを要求する場合がある。

イ 受託者は、アの要求があったときは、当該要求に係る事項について決定し、その結果を要求のあった日から 10 日以内に県に提出するものとする。

(3) 権利の帰属等

ア 著作権は、全て県に帰属するものとする。

イ 県は、本業務により制作された成果物及び資料使用を可能とする。

ウ 受託者は、県の承諾なしに本業務により制作された成果物及び資料を他に流用することを禁じる。

(4) 機密の保持

受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいについて善良な管理者の注意をもってその情報を管理・保持するものとする。また、契約終了後も同様とする。

(5) 関係法令の遵守

受託者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を履行する上で、他人の著作権・肖像権その他いかなる権利も侵害しないこと。万一問題が発生した場合は、受託者が責任を持って対応すること。

7 その他

(1) 本業務が完了するまでの間、その進捗状況の報告、問題点の協議・解決、履行のために必要な事項等は、必要の都度、県と受託者が協議して定める。

(2) 委託業務の内容は現時点の予定であり、県が受託者と協議の上、変更することがある。

(3) 本業務に起因する事故が生じた際は、業務の責任者を中心にその対応に当たるとともに、速やかにその概要を報告するものとする。

(4) 本業務の履行のため、県が所持している資料等は必要に応じて提供するものとする。ただし、本業務以外の目的への使用や、第三者への提供はできないものとする。

(5) 県は、受託者の委託業務の実施状況について、上記報告事項のほか、必要な報告を求め、委託業務の実施に関して調査を行い、必要な指示を与えることができるものとする。

(6) 本仕様書に定めのない事項又は業務上疑義が生じた場合は、県と受託者が協議の上、決定するものとする。